

『速旅 2022 信州ビーナスライン・レジャーチケット付ドライブプラン』 利用規約

〈発着エリア付き周遊エリア乗り放題コース〉

（通則）

第1条 本規約は、中日本高速道路株式会社（以下「当社」といいます。）が実施する定額料金による高速道路指定区間の利用（以下「高速定額利用」といいます。）と、別表1－1に定める対象施設で利用できる、合同会社オフィス日向が発行する「信州ビーナスライン・レジャーチケット」（以下「レジャーチケット」といいます。）が一体となったプラン（以下「本プラン」といいます。）について適用します。

（本規約以外の適用）

第2条 本規約に定める条項のほか、当社及び合同会社オフィス日向が定める約款、規約等がある場合は当該約款、規約等も適用されます。

（定義）

第3条 本規約において、次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- 一 ETC無線通信 無線通信により通行料金のお支払いに必要な手続を自動的に行う仕組みをいいます。
- 二 ETCカード 当社との契約によりクレジットカード会社が発行するETCクレジットカード並びに当社、首都高速道路株式会社、東日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社（以下「6会社」といいます。）が契約に基づき共同で発行するETCパーソナルカードをいいます。
- 三 ETC車載器 車両に取り付けて道路側のアンテナと通行料金のお支払いに必要な情報を交信する無線機をいいます。
- 四 セットアップ ETC車載器に通行料金のお支払いに必要な情報を記録して利用可能な状態にすることをいいます。

（対象車種）

第4条 本プランの対象車種は、ETC無線通信により通行が可能な軽自動車等及び普通車の2車種（車種区分については、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第25条第1項の定めにより当社が公告する高速道路（全国路線網）の料金車種区分によります。）とします。

（実施期間等）

第5条 本プランの実施期間は、2022年5月9日（月）から2022年11月6日（日）までの期間とします。この期間のうちお申し込み時に登録を行う利用開始日から別表2に定める高速定額利用期間（コース毎に別表2に定める期間において利用開始日の0時から最終日の24時まで。ただし、利用開始日当日にお申し込みの場合には、お申し込み手続きが完了した時点から最終日の24時まで。以下同じです。）を本プランの利用可能期間（以下「利用可能期間」といいます。）とします。なお、レジャーチケットは本プラン利用可能期間のうちあらかじめ指定した1日間に引換えすることができます。ただし、次の各号に定める期間に該当する日を含んだ利用可能期間のお申し込みはできません。

- 一 お盆期間（詳細が決まり次第、当社公式WEBサイトにてお知らせします。）
- 二 合同会社オフィス日向が別途指定した日（詳細が決まり次第、当社公式WEBサイトにてお知らせします。）
- 三 当社が別途指定した日（詳細が決まり次第、当社公式WEBサイトにてお知らせします。）

- 2 往路通行（第9条第1項第一号に定める「往路通行」をいいます。）に係る通行日の判定は、周遊エリア（第9条第1項第一号に定める「周遊エリア」をいいます。）内のインターチェンジから流出した日時をもって行い、復路通行（第9条第1項第三号に定める「復路通行」をいいます。）に係る通行日の判定は、周遊エリア内のインターチェンジから流入した日時をもって行います。

（申込方法等）

- 第6条 本プランへの申し込みは、本規約に定める事項に承諾のうえ、当社公式WEBサイトから本プランの利用可能期間の最初の出口インターチェンジを通過するまでに行ってください。なお、申し込み時に「速旅」へのWEB会員登録が必要となります（既に会員登録済みの場合は、新たな登録は不要です。）。ただし、レジャーチケットを予約が必要なサービスに利用予定の場合は、予め当該サービスの提供者に、当該サービスの提供者が定める方法により予約を行い、予約が確定した後に本プランの申し込みを行ってください。
- 2 レジャーチケットの料金は当社指定のクレジットカードによる決済とし、高速定額利用の料金はETCカードによる決済となります。
- 3 本プランの申し込みが完了したとき、当社は、申し込み時に登録したメールアドレスに受付番号、プラン名、利用可能期間等を記載した申込確認書をメールで通知します。この場合、申込者のメールの受信状況を問わず、当該メールの送信をもって申込確認書が通知されたものとみなします。
- 4 申込確認書のメールが正しく受信できなかった場合や誤って削除等した場合は、「速旅」会員専用「マイページ」から申込確認書をご確認ください。
- 5 当社と申込者との売買契約は、本プランの申し込みが完了した時点で成立します。
- 6 第16条第1項、同第2項第一号に定める解約条件に該当する場合、申込確認書は無効となります。
- 7 当社が実施する他のドライブプランと利用可能期間が同一の申し込みはできません。同一日の申し込みを行った場合は、第16条第1項に定める解約を行ってください。解約を行わない場合は、申込者が意図しないドライブプランが適用される場合や、全く適用されない場合があります。その場合、当社における料金修正等は、一切行いません。
- 8 申込確認書の通知をもって、申し込み時に登録したETCカードが高速道路で利用できることを保証するものではありません。
- 9 当社、東日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社が発行するETCコーポレートカードでは本プランにお申し込みいただけません。

（受付内容の変更）

- 第7条 申込確認書の通知が完了した後は、次項に定める事項を除き、お申し込み内容の変更はできません。変更を必要とする場合は、第16条第1項に定める解約を行ったうえで、再度前条に基づきお申し込みを行ってください。
- 2 申し込み時に登録したETCカードは、本プランの利用開始日の前日まで「速旅」会員専用「マイページ」から変更することができます。なお、利用開始日当日に申し込みをされた場合は、変更できません。
- 3 ETCカードの変更は、本プランの利用開始日の前日までに変更手続きが完了した場合に限り有効です。

（レジャーチケットの引換及び利用方法）

- 第8条 申し込み時に登録した施設利用日に、別表1及び申込確認書に記載の引換施設で、インターネットに接続可能なスマートフォン又はタブレット端末の画面上で申込確認書を提示し、係員の指示に従い引換番号を入力し画面認証することにより、レジャーチケットと引換することができます

- 2 本プランは、インターネットに接続可能なスマートフォン又はタブレット端末での画面認証が必要となりますので、申込確認書の提示のみではレジャーチケットを引換することができません。
- 3 レジャーチケットが利用できる店舗及びサービス・商品については別表1のとおりです。
- 4 レジャーチケットの返金や換金、譲渡、再発行はできません。また利用時におつりはできません。
- 5 レジャーチケット利用時に、他の割引優待サービスなどとの併用はできません。
- 6 レジャーチケットの有効期限は2022年11月6日までです。ただし、8月6日～8月15日の間は利用できません。
- 7 有効期限を超えたレジャーチケットの返金や利用はできません。

(高速定額利用の利用可能な区間)

第9条 高速定額利用の対象となる通行は、利用可能期間において、第一号、第二号、第三号の順、第一号、第二号の順若しくは第一号、第三号の順の通行又は第一号のみに該当する通行とします。

- 一 発着エリア（別表2に定める対象インターチェンジを含む範囲をいう。以下同じ。）内のいずれかのインターチェンジから流入し、当社が管轄する高速道路及び一般有料道路のみを通行し、周遊エリア（別表3に定める対象区間に存するインターチェンジを含む範囲をいう。以下同じ。）内のいずれかのインターチェンジで流出する通行1回（高速道路の通行止めによりやむを得ず経路途中のインターチェンジで流出及び再流入をした場合は、流出及び再流入をしたインターチェンジ間を通行したものとみなします。以下「往路通行」といいます。）。
 - 二 周遊エリア内のいずれかのインターチェンジで流入し、かつ、同エリア内のいずれかのインターチェンジで流出する通行（回数に制限はありません。以下「周遊通行」といいます。）。
 - 三 周遊エリア内のいずれかのインターチェンジから流入し、当社が管轄する高速道路及び一般有料道路のみを通行し、往路通行と同一の発着エリア内のいずれかのインターチェンジで流出する通行1回（高速道路の通行止めによりやむを得ず経路途中のインターチェンジで流出及び再流入をした場合は、流出及び再流入をしたインターチェンジ間を通行したものとみなします。以下「復路通行」といいます。）。
- 2 往路通行終了後に、周遊エリア内のいずれかのインターチェンジから流入し、周遊エリア外のいずれかのインターチェンジで流出する通行（復路通行に該当する通行は除きます。）、又は周遊エリア外のいずれかのインターチェンジから流入し、周遊エリア内のいずれかのインターチェンジで流出する通行を行った場合、流入又は流出を行った周遊エリア内のインターチェンジと当該通行における周遊エリア内の端末インターチェンジとの間を周遊通行とみなしたうえで、当該端末インターチェンジと流出又は流入をした周遊エリア外のインターチェンジとの間の通常料金（時間帯割引が適用される場合、時間帯割引適用後の料金をいいます。以下同じです。）（以下「区間外料金」といいます。）をお支払いいただきます。なお、周遊エリア外のインターチェンジで流入し、かつ、流出した場合はその通行全区間の通常料金をお支払いいただきます。
- 3 往路通行又は復路通行において、高速道路の通行止めによりやむを得ず発着エリア内のいずれかのインターチェンジで流出及び再流入をした場合を除き、発着エリア内で一旦流出及び再流入した場合には、次の各号に定めるとおり取扱います。
- 一 往路通行の場合 当初流入したインターチェンジから一旦流出したインターチェンジまでの通常料金をお支払いいただきます。なお、発着エリア内で一旦流出後、再度同じ発着エリア内から再流入しない場合は、その後の通行は一切高速定額利用の対象となりません。
 - 二 復路通行の場合 再流入したインターチェンジからその次に流出したインターチェンジまでの通常料金をお支払いいただきます。

（高速定額利用の開始及び終了）

第10条 高速定額利用は、往路通行が完了したことをもって利用を開始したものとし、復路通行が完了したことをもって利用を終了したものとし、利用の開始前又は利用終了後のいかなる通行も高速定額利用の対象となりません。

2 前項の定めにかかわらず、復路通行を開始する前に利用可能期間を経過した場合は、高速定額利用が終了したものとし、利用を終了したものとし、利用の開始前又は利用終了後のいかなる通行も高速定額利用の対象となりません。

（高速定額利用の利用方法）

第11条 高速定額利用の対象となる通行を行う場合は、申し込み時に登録した車種に属する車両で通行してください。

2 料金所を通過するときは、申し込み時に登録したETCカードをETC車載器に挿入し、ETCゲートをETC無線通信により通行してください。登録したETCカード以外の支払手段を利用される場合には、当該通行について通常料金をお支払いいただきます。

3 入口料金所のETCレーンが点検等によりご利用いただけない場合は、一般（有人）レーン（以下「一般レーン」といいます。）で入口通行券を受け取り、出口料金所では、一般レーンの料金所係員にお申し込み時に登録したETCカードと入口通行券をお渡してください。出口料金所において料金精算機をご利用の場合は「係員呼出ボタン（レバー）」により、スマートICをご利用の場合は「インターホン」によりお申し出ください。

4 出口料金所のETCレーンが点検等によりご利用いただけない場合は、一般レーンの料金所係員にお申し込み時に登録したETCカードをお渡してください。料金精算機をご利用の場合は、「係員呼出ボタン（レバー）」によりお申し出ください。

（料金及び請求）

第12条 本プランの料金は、別表2に定めるとおりです。

2 当社は、高速定額利用の料金とレジャーチケットの料金を分けて請求します。なお、レジャーチケットにかかるクレジットカードの明細書上のご利用日付は、実際のご利用日のおおむね2～3週間後の日付となります。

3 当社は、高速定額利用の対象となる全ての通行を一括して、高速定額利用の料金で請求します。なお、料金所通行時における料金所の路側表示器、ETC車載器、ETC利用照会サービス等では、通常料金が表示されます。なお、区間外料金が発生している場合は、別途当該区間外料金を請求します。

4 高速定額利用の料金の請求において、クレジットカード会社又はETCカード事務局（ETCパーソナルカードの管理運営を行うため6会社が設置する事務局をいいます。）が発行する請求書には、高速定額利用の対象となる各通行の走行明細は記載されず、高速定額利用の料金を請求する旨の明細のみが記載されます。ETCマイレージサービスの還元額明細に記載された高速定額利用の対象となる各通行の走行明細については、請求金額確定時に消去され、それと同時に高速定額利用の料金の明細が表示されます。

5 ETCパーソナルカードは、お支払いが済んでいないご利用金額の合計額（以下「未払債務の合計額」といいます。）が、預託いただいたデポジットの80%相当額（以下「利用可能額」といいます。）を上回ると、利用停止となる場合があります。

6 高速定額利用の対象となる通行であっても、未払債務の合計額は、個々の通行ごとに一旦通常料金で計算します。そのため、未払債務の合計額が、一時的に高速定額利用の料金よりも高額となる場合があります。

（他の割引との適用関係）

第13条 高速定額利用に、ETCマイレージサービス以外の割引（ETC時間帯割引、障害者割引等）は適用されません。

2 ETCマイレージサービスに登録することにより付与されるポイント（以下「マイレージポイント」といいます。）は、高速定額利用の料金の額に応じて付与されます。

3 申し込み時に登録したETCカードに、ETCマイレージサービスの還元額がある場合は、当該還元額から高速定額利用の料金を差し引くものとします。

4 ETCマイレージサービスの還元額による高速定額利用の料金のお支払いに、マイレージポイントは付与されません。

（高速定額利用の適用対象外及び無効）

第14条 各通行が次の各号の一に該当するときは、高速定額利用の適用対象外とし、その通行は通常料金を請求します。

- 一 申し込み時に登録したETCカードを用いずに通行したとき
- 二 申し込み時に登録した車種以外の車種で通行したとき
- 三 利用可能期間以外の日利用可能期間以外の日に入ロインターチェンジを流入及び出ロインターチェンジを流出したとき
- 四 復路通行において、利用可能期間に入ロインターチェンジを流入し、利用終了日の翌々日までに出ロインターチェンジを流出しなかったとき
- 五 往路通行、周遊通行又は復路通行以外の通行（高速道路の通行止めにより、往路通行又は復路通行の途中で流出及び再流入を行った場合の通行を除く）をしたとき
- 六 往路通行又は復路通行において、最短経路の2倍を超える距離の経路で通行したとき
- 七 往路通行又は復路通行を2回以上行った場合の2回目以降の通行
- 八 周遊通行において、周遊エリア外の経路で通行したとき

2 各通行が次の各号の一に該当するときは、高速定額利用のお申し込みを無効とし、利用可能期間における全ての通行について通常料金を請求します。

- 一 通行する車両の情報が正しくセットアップされていないETC車載器が取り付けられた車両で通行したとき
- 二 利用可能期間に、お申し込み時に登録したETCカードを2台以上の車両で使用したとき（ただし、当社が承諾した場合を除く）
- 三 前二号に掲げるもののほか、本プランを利用して、不正な通行を行ったとき

3 本プランの申し込みが次の各号のいずれかを満たさない場合は、高速定額利用の申し込みを無効とし、利用可能期間における全ての通行について通常料金を請求します。

- 一 本プランの利用時に有効なETCカードを登録していること
- 二 申し込み事項の入力が正しく行われ、入力の内容に誤りが無いこと
- 三 申し込み時に登録したETCカードの名義が本プランの申込者と同一であること

（レジャーチケットの引換の制限）

第15条 次の各号の一に該当するときは、レジャーチケットの引換をお断りします。

- 一 申込確認書を偽造したとき
- 二 スマートフォン又はタブレット端末の紛失、故障、電池切れ又は通信不能等により申込確認書の確認が

び第8条第1項に定める画面認証ができないとき

- 三 前号の他、第8条第1項に定めるスマホ・タブレット画面認証での引換以外でレジャーチケットの引換を受けようとしたとき
- 四 第8条第1項に定めるスマートフォン又はタブレット端末を用いた画面認証の際に、引換完了経過時間が30分を経過した場合、無効な申込確認書若しくは認証完了画面を表示し画面認証を試みた場合又は既に引換手続きが完了済みの旨の表示がなされているとき
- 五 別表1及び申込確認書に定める指定の引換施設以外での引換を求められたとき
- 六 すでに引換を行っているとき
- 七 利用可能期間以外の日に引換を受けようとしたとき（ただし当社が承諾した場合を除きます）
- 八 第16条に規定する解約を行ったとき（なお引換をした場合は、レジャーチケットの料金を請求します）

（解約等）

- 第16条 本プランは、利用可能期間の最初の出口インターチェンジを通過する前まで（ただし、利用開始日の24時までに限ります。）に、当社公式WEBサイトで解約することができます。この場合、高速定額利用又はレジャーチケットのいずれか一方の申し込みのみを解約することはできません。
- 2 前項に基づく解約が行われない場合であっても、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める解約がなされたものとします。
 - 一 往路通行を行わず（第14条により高速定額利用の適用対象外及び無効となった場合を含みます。）、かつ第8条に定める引換も行わなかった場合は、高速定額利用及びレジャーチケットのいずれの申し込みも遡って解約がなされたものとします。
 - 二 往路通行を行わず（第14条の各項に該当する通行もしくはお申し込みを行い、高速定額利用の適用対象外及び無効となった場合を含む）、第8条第1項に定める引換を行った場合は、高速定額利用の申し込みのみ遡って解約がなされたものとします。
 - 3 往路通行を行った場合は、第8条第1項に定める引換を行っていない場合でも、レジャーチケットのお申し込みは解約できません（ただし、当社又は合同会社オフィス日向の責による場合を除く）。なお、この場合、申込者が本プランの申込み時に登録した施設利用日から2か月以内にインターネット又は電話で当社にその旨を申し出た場合に限り、申込者が指定する住所にレジャーチケット等を発送します。この場合に発送する商品は2022年11月6日までを有効期限とするレジャーチケット又はレジャーチケット相当額の土産物とします。また、配送費用は申込者の負担となります。
 - 4 往路通行を行った場合は、本プランの途中解約及び払戻し、一部返金は一切行いません。また、本プランを利用した通行の通常料金の合計額が、高速定額利用の料金を下回った場合も、本プランの途中解約や払戻し、一部返金は一切行いません。

（個人情報の保護及び取扱い）

- 第17条 本プランの申込者の個人情報は、当社が別に定める個人情報の保護に関する方針に従って適切に取扱います。
- 2 当社は、第8条に定めるレジャーチケットの引換及び第16条第3項に定めるレジャーチケットの発送の手続きに必要な範囲内で、申込者が登録した個人情報を合同会社オフィス日向に対して提供します。

(免責事項)

第18条 当社は、次の各号に掲げるときには、申込者が受けた被害について一切責任を負いません。

- 一 当社の責に帰すことができない申込事項の誤りにより、本プランの利用に影響を及ぼしたとき
- 二 天災地変その他の不可抗力による通信上の障害又は事故により、本プランの利用に影響を及ぼしたとき。
- 三 当社の責に帰すことができない通信上の盗聴、妨害又は事故により、申込者の個人情報漏えいし、改ざんされ、又は窃取されたとき。
- 四 通行止め又は渋滞により、本プランの利用に影響を及ぼしたとき
- 五 車両の故障等、当社の責に帰すことができない事由により、本プランの利用に影響を及ぼしたとき

(規約の変更)

第19条 当社は、本規約を変更することがあります。

- 2 当社は、前項の変更を行った場合は、当社公式WEBサイトへの掲示等により、その内容を周知します。
- 3 当社は、第1項の変更によって、申込者が被った損害については一切責任を負いません。

別表 1-1：レジャーチケット対象施設

	利用対象施設名		利用対象施設名
1	北八ヶ岳ロープウェイ	20	白樺湖 takibi hat
2	車山展望リフト	21	車山 CAMP SKY FIELD
3	蓼科牧場ゴンドラリフト	22	TINY GARDEN 蓼科
4	東急リゾートタウン	23	HYTTER LODGE&CABINS
5	池の平ファミリーランド	24	蓼科東急 グラマラスダイニング
6	富士見高原リゾート 花の里	25	蓼科東急ゴルフコース
7	富士見パノラマリゾート	26	鹿島南蓼科ゴルフコース
8	八ヶ岳自然文化園	27	蓼科アミューズメント水族館
9	女神湖 Picnicbase&Hostel	28	影絵きり絵ガラスオルゴール美術館
10	スポーツの森マーガレットリフレクパーク	29	蓼科テディベア美術館
11	体験学習館 ルミエール	30	黒耀石体験ミュージアム
12	白樺湖観光センター	31	美ヶ原高原美術館
13	女神湖センター	32	笹離宮（笹類植物園）
14	長門牧場	33	珈琲&BEANS カリオモン
15	鷹山ファミリー牧場	34	TINY GARDEN 蓼科 CAFE
16	ホープロッヂ乗馬牧場	35	HYTTER LODGE&CABINS CAFE
17	八ヶ岳アドベンチャーツアーズ	36	蓼科東急 鹿山の湯
18	八ヶ岳サイクリング	37	白樺湖温泉すずらの湯（白樺湖温泉）
19	蓼の花 オートキャンプ場	38	音無しの湯

※予約が必要な商品・サービス（キャンプ、体験アクティビティ等）をご利用の場合は、各施設へ事前にご予約ください。

※新型コロナウイルス感染症拡大等の影響により、予告なく内容が変更となる場合があります。

別表 1-2：引換施設

施設名称	住所	引換対応時間
セブン-イレブン茅野城山店	茅野市本町東 8-13	24 時間
セブン-イレブン茅野宮川店	茅野市宮川 5788-1	24 時間
セブン-イレブン信州原村店	諏訪郡原村 11531-1	24 時間
リゾートロソ ビーナスイロ白樺湖店	北佐久郡立科町大字芦田八ヶ野字白樺湖 1570-1	7：00～22：00
セブン-イレブン立科町店	北佐久郡立科町大字芦田字東大定 1170-1	24 時間
セブン-イレブン長和町店	小県郡長和町長久保 2446-3	24 時間
セブン-イレブン長和町和田店	小県郡長和町和田字町東側 2878	24 時間

別表 2 : 料金及び利用日 (金額は本プラン利用 1 回あたりの料金)

プラン名	発着 エリア 番号	周遊 エリア 記号	料金 (普通車)	料金 (軽自動車等)	高速定額 利用可能期間	レジャー チケット 引換日 (注 1)
レジャーチケット (5,000 円分) 首都圏(都心方面) 発着 諏訪エリア周遊	①	A	<u>10,400 円</u> (内訳) [高速定額利用] 5,400 円 [レジャーチケット] 5,000 円	<u>9,300 円</u> (内訳) [高速定額利用] 4,300 円 [レジャーチケット] 5,000 円	お客さまが指定 する利用開始日 から連続する 最大 3 日間	左記の高速定 額利用可能期 間のうち 1 日
レジャーチケット (5,000 円分) 首都圏(神奈川方面) 発着 諏訪エリア周遊	②	B	<u>10,100 円</u> (内訳) [高速定額利用] 5,100 円 [レジャーチケット] 5,000 円	<u>9,000 円</u> (内訳) [高速定額利用] 4,000 円 [レジャーチケット] 5,000 円	お客さまが指定 する利用開始日 から連続する 最大 2 日間	左記の高速定 額利用可能期 間のうち 1 日
レジャーチケット (5,000 円分) 中京圏発着 諏訪エリア周遊	③	E	<u>10,500 円</u> (内訳) [高速定額利用] 5,500 円 [レジャーチケット] 5,000 円	<u>9,400 円</u> (内訳) [高速定額利用] 4,400 円 [レジャーチケット] 5,000 円	お客さまが指定 する利用開始日 から連続する 最大 2 日間	左記の高速定 額利用可能期 間のうち 1 日
レジャーチケット (5,000 円分) 首都圏発着 (関越道経由) 諏訪エリア周遊	④	G	<u>13,700 円</u> (内訳) [高速定額利用] 8,700 円 [レジャーチケット] 5,000 円	<u>11,600 円</u> (内訳) [高速定額利用] 6,600 円 [レジャーチケット] 5,000 円	お客さまが指定 する利用開始日 から連続する 最大 2 日間	左記の高速定 額利用可能期 間のうち 1 日
			<u>14,700 円</u> (内訳) [高速定額利用] 9,700 円 [レジャーチケット] 5,000 円	<u>12,600 円</u> (内訳) [高速定額利用] 7,600 円 [レジャーチケット] 5,000 円	お客さまが指定 する利用開始日 から連続する 最大 3 日間	左記の高速定 額利用可能期 間のうち 1 日

注 1 第 16 条第 3 項に記載の場合を除く

別表 3：高速定額利用（発着エリア）

番号	対象道路	対象インターチェンジ
①	東名高速道路	東京 IC（注 1）、東名川崎 IC、横浜青葉 IC（注 1）
	中央自動車道	高井戸 IC（注 1）、調布 IC、府中スマート IC、国立府中 IC
②	東名高速道路	横浜町田 IC、綾瀬スマート IC、厚木 IC、秦野中井 IC、大井松田 IC
	新東名高速道路	厚木南 IC、伊勢原大山 IC、秦野丹沢スマート IC、新秦野 IC
	首都圏中央連絡自動車道	厚木 PA スマート IC、圏央厚木 IC、海老名 IC、寒川北 IC、寒川南 IC
	新湘南バイパス	藤沢 IC、茅ヶ崎西 IC、茅ヶ崎海岸 IC
	小田原厚木道路	厚木西 IC、平塚 IC、大磯 IC、二宮 IC、小田原東 IC、荻窪 IC、小田原西 IC
	西湘バイパス	箱根口 IC
③	東名高速道路	豊川 IC、音羽蒲郡 IC、岡崎 IC、豊田上郷スマート IC、豊田 IC、東名三好 IC、長久手 IC（注 2）、名古屋 IC（注 3）、守山スマート IC、春日井 IC、小牧 IC（注 3）
	新東名高速道路	新城 IC、岡崎東 IC
	名神高速道路	小牧 IC（注 3）、一宮 IC（注 3）
	伊勢湾岸自動車道	豊田東 IC、豊田南 IC、刈谷スマート IC、豊明 IC、名古屋南 JCT（注 3）、大府 IC、東海 IC・JCT（注 3）
	東海環状自動車道	豊田松平 IC、鞍ヶ池スマート IC、豊田勘八 IC、豊田藤岡 IC、せと赤津 IC、せと品野 IC、土岐南多治見 IC、五斗蔭スマート IC、可児御嵩 IC、美濃加茂 IC、富加関 IC
	中央自動車道	土岐 IC、多治見 IC、小牧東 IC
④	常磐自動車道	三郷 IC/JCT(注 1)、三郷料金所スマート IC、流山 IC、柏 IC、谷和原 IC、谷田部 IC、桜土浦 IC
	東北自動車道	川口 JCT(注 1)、浦和 IC、岩槻 IC、久喜 IC、加須 IC、羽生 IC
	関越自動車道	練馬 IC、大泉 JCT(※1)、所沢 IC、三芳スマート IC、川越 IC、鶴ヶ島 IC、坂戸西スマート IC、東松山 IC、嵐山小川 IC、花園 IC
	中央自動車道	高井戸 IC(注 1)、調布 IC、府中スマート IC、国立府中 IC、八王子 IC、相模湖東 IC、相模湖 IC
	東名高速道路	東京 IC(注 1)、東名川崎 IC、横浜青葉 IC/JCT(注 1)、横浜町田 IC、綾瀬スマート IC、厚木 IC、秦野中井 IC
	新東名高速道路	厚木南 IC、伊勢原大山 IC
	圏央道(首都圏中央連絡自動車道)	つくば牛久 IC、つくば中央 IC、常総 IC、坂東 IC、境古河 IC、五霞 IC、幸手 IC、白岡菖蒲 IC、桶川加納 IC、桶川北本 IC、川島 IC、坂戸 IC、圏央鶴ヶ島 IC、狭山日高 IC、入間 IC、青梅 IC、日の出 IC、あきる野 IC、八王子西 IC、高尾山 IC、相模原 IC、相模原愛川 IC、厚木 PA スマート IC、圏央厚木 IC、海老名 IC、寒川北 IC、寒川南 IC
	新湘南バイパス	茅ヶ崎海岸 IC、茅ヶ崎西 IC、藤沢 IC

注 1 東京 IC、横浜青葉 IC、高井戸 IC、三郷 IC/JCT、大泉 JCT は首都高速道路から連続してご利用いただけますが、首都高速道路の料金が別途必要です（復路も同様）。

注 2 名古屋瀬戸道路の長久手 IC から連続してご利用いただけますが、本プランの料金とは別に名古屋瀬戸道路の通行料金が別途必要です（復路も同様）。

注 3 小牧 IC、一宮 IC、名古屋 IC、名古屋南 JCT、東海 JCT は、名古屋第二環状自動車道又は名古屋高速道路から連続してご利用いただけますが、名古屋第二環状自動車道又は名古屋高速道路の料金が別途必要です（復路も同様）。

別表 4：高速定額利用（周遊エリア）

番号	対象道路	対象区間
A	東名高速道路 新東名高速道路 中央自動車道 首都圏中央連絡自動車道 中部横断自動車道 新湘南バイパス 小田原厚木道路 西湘バイパス 東富士五湖道路	横浜町田 IC～焼津 IC 海老名南 JCT～新秦野 IC、新御殿場 IC～島田金谷 IC、 清水 JCT～新清水 JCT 八王子 IC～河口湖 IC、大月 JCT～諏訪 IC 八王子西 IC～茅ヶ崎 JCT 新清水 JCT～富沢 IC、六郷 IC～双葉 JCT 全線 全線 全線 全線
B	東名高速道路 中央自動車道 首都圏中央連絡自動車道 中部横断自動車道 東富士五湖道路	足柄スマート IC～御殿場 IC 八王子 IC～河口湖 IC、大月 JCT～諏訪 IC 八王子西 IC～相模原愛川 IC 六郷 IC～双葉 JCT 全線
E	東名高速道路 新東名高速道路 中央自動車道 長野自動車道 中部横断自動車道	富士 IC～焼津 IC 新富士 IC～島田金谷 IC、清水 JCT～新清水 JCT 甲府南 IC～駒ヶ岳スマート IC 岡谷 JCT～安曇野 IC 新清水 JCT～富沢 IC、六郷 IC～双葉 JCT
G	中央自動車道 長野自動車道 上信越自動車道	諏訪南 IC～飯田山本 IC 岡谷 JCT～更埴 JCT 碓氷軽井沢 IC～信濃町 IC